

平成28年度 足立区公契約等審議会 第1回定例審議 概要

開催日時 及び 場所	平成28年6月24日（金） 14時00分～15時30分 足立区役所11階 入札室	
出席委員	萩原健二 会長 寺倉克佑 委員 田中真奈美 委員	
審議対象年度	平成27年度	
抽出案件数	5件	
審議案件	1 定例審議案件 議案第1号 工事契約 足立区立鹿浜五色桜小学校新築工事 議案第2号 工事契約 精神障がい者自立支援センター新築機械設備工事 議案第3号 工事契約 花畑地域学習センター体育館特定天井改修工事 議案第4号 物品契約 子育て終了後再就職希望者支援事業委託（都人づくり・人材確保） 議案第5号 物品契約 街路樹維持管理委託 ※審議案件の抽出は委員による。 2 報告事項 （1）平成28年度定期監査結果について （2）平成27年度公契約条例適用契約等について （3）平成27年度指名停止措置状況について （4）平成28年2月からの公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置の実施およびインフレスライド条項の運用について （5）坂田工業株式会社の破産手続開始決定について （6）西新井栄町自転車駐車場整備工事の契約無効に係る損失補償額裁定の申立について （7）会場設営業務委託契約における警備業認定がない業者の落札について （8）国民健康保険課業務委託契約における申請書の誤廃棄について （9）人材派遣契約における不適切な派遣労働者の受入について （10）年度契約における準備行為中の指名停止の取扱いについて	
委員からの 意見及び質問 それに対する回答	意見及び質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
審議会による報告 又は意見の具申	定例審議案件5件については、適正な入札手続きが行われたことを確認し、了承した。 なお、今後も一層、公正な手続きの確保に努められたい。	

別紙

	意見及び質問	回答
委員からの 意見及び質問 それに対する回答	工事契約案件 3 件 議案第 1 号 足立区立鹿浜五色桜小学校新築工 事 ①契約変更理由に基準値を超える物質が確認されたとあるが、この地区は特別なのか。それともこのような土壌は足立区内のあちこちにあるのか。 ②事前に土壌汚染を調査していないのか。 ③工事着手後に発覚することは頻繁にあるのか。 ④搬出土の受け入れ先である千葉県に残土条例により調査したとあるが、千葉県が調査したのか。 ⑤建設発生土はどのような所で受け入れられるのか。 ⑥辞退している業者の応札額はいくら	○学校を建設する前、例えば製鉄工場だった所は薬品を使っていたので土壌汚染が懸念されるが、こうした地歴の学校は2～3校ある。それ以外にも校庭を整地する際に炭ガラや生ゴミを埋めていたりすると、埋めたものが土壌汚染の原因となり、後々処理しなければならない。 本件で基準値を超えた物質はヒ素とフッ素である。ヒ素は自然由来の場合もあるが、基準値より少し高かった。（かつて）フッ素や鉛が検出された新田小は工場跡地だった。 ○改築設計の際には、数か所ボーリング調査をしたが、検出されなかった。工事着工後、かなり深くまで掘る段階で汚染土が検出された。土壌汚染が敷地全域ではなく一部の場合には、工事着手後に発覚するということがある。 ○土壌汚染が事前に分かる場合には、東京都環境局に汚染土量や封じ込めなどの対策を届出なければならないため、詳細調査を行う。概況調査で検出されないと、工事着手後に発覚した時点で対策を取ることであり、追加費用がかかる。 ○搬出土を持ち込む際には、安全性を確認した書類がないと受け入れてもらえないので、受入先で調査する。産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理している。 ○よくある受け入れ先としては区画整理地域など、土を必要とする所に使用している。 ○辞退の場合は金額は入力しないので

別紙

委員からの 意見及び質問 それに対する回答	だったのか。 ⑦共同運営の順位格付けはどのように 決めているのか。 ⑧建設共同企業体の構成割合はどのよ うに決めているのか。 ⑨出資比率に応じて工事を担当するの か。 ⑩技術者については申告制なのか。社 内に技術者が2人しかいない場合、 3～4件の工事は専任だとできない が。 ⑪発注票で専任となっているが、兼任 も可能なのか。 【第1号議案了承】 議案第2号 精神障がい者自立支援センター新 築機械設備工事 ①入札の第一順位と第二順位の応札額 の差は5万円であるが、応札額の大小 だけで決まるのか。 ②応札した2者以外の業者は辞退して いる。 ③2者の辞退理由は予算超過のためと なっているが、予定価格では採算が	積算した金額はわからない。同時期 に発注した案件が2件の場合、この ところ建設共同企業体は2者しか応 募がないため、1件ずつ落札できて いる。2者のうち1者辞退すると競 争性が確保されているのかという懸 念はある。 ○電子入札の資格申請の際に、これま での実績や工事完成高等を審査し、 格付けを決めている。 ○30億の案件で3JV、出資比率が 5：3：2の場合、第一順位は15 億の施工実績があれば良い。 ○出資比率と実際の担当する工事割合 は異なる。第一順位の元請が決めて いる。どの事業者が何割担当してい るかまでは把握していない。 ○公共工事の場合は、コリンズシステ ムに技術者が登録されているので、 資格要件である技術者の有無を確認 している。 ○専任は工事期間中、当該工事しか担 当できない。 ○一番低い業者を落札者としており、 100円でも安い方に決まる。足立 区は予定価格を公表しているので、 業者が予定価格を参考にして応札し ているものと思われる。 ○設計図書を基に積算した結果、予定 価格を超過した業者は辞退したもの と思われる。 ○工期が1年3か月と長いため、建設 資材価格や人件費などの変動要因が
--------------------------------------	--	--

別紙

委員からの 意見及び質問 それに対する回答	厳しかったのか。 【第2号議案了承】 議案第3号 花畑地域学習センター体育館特定天井改修工事 ①落札者以外は辞退している。辞退理由は技術者が足りないとあるが、これは最初から分かっていることで、他の理由があるのではないか。 ②後から天井を増設する工事は以前からあるのか。 ③区の発注する工事は毎年一定の件数があるのか。 ④解体業者や建築業者は非常に忙しいのではないか。 ⑤こうした傾向は暫く続くのか。	大きい。また、技術者も長期間拘束される。表向きの辞退理由は予算が合わないということだが、いろいろな要因があるものと思われる。 ○推測であるが、特定天井工事は手法があまり確立されていないこと、手間隙がかかることが考えられる。新築で、新しい基準に見合うように天井を造るのであれば難しくないが、既存の建築物に手を加え新しい基準に見合うように施工するため非常に手間隙がかかる。このことで敬遠された可能性はある。 ○学校の体育館は天井に直接照明を付けており、化粧的なものはない。他の公共施設は見栄えをよくするために天井材を付け、その間をくり抜いて照明を出している施設がかなり多い。西新井文化ホールなど劇場は照明や音響の関係で天井材を付けているが、床が階段状になっているため、足場が組みにくく、施工が難しい。 東日本大震災の際、九段会館や大規模空間を有する空港などで天井が落ちて怪我をする事故が相次いだため、構造部分の耐震補強と合わせて、天井や非構造部材の耐震を進めている。 ○学校は昭和30年代後半から40年代前半に建設したものが更新時期を向えている。築後30年以上の施設の大規模改修工事が増えている。 ○壊さないと建替えられないため、解体工事の件数も増えている。 ○東京オリンピックや東日本大震災の
--------------------------------------	---	--

別紙

	【第3号議案了承】 物品契約案件2件 議案第4号 子育て終了後再就職希望者支援事業委託(都人づくり・人材確保) ①一番安い応札者と一番高い応札者の入札金額の差が倍となっているが。 ②応募者に対する研修と雇用先を確保するための資金を補助するのか。 ③この事業は事業者が希望者を雇い、採用者は給料を受け取りながら、研修を受けて勉強した後に派遣されること、そのための人件費が67%ということによいか。 ④契約金額は5900万だが、極端なケースとして希望者が誰も来なくても、1人だけでも契約金額は変わらないのか。 ⑤人が集められなかった場合はどうなるのか。 【第4号議案了承】	復興で建設資材高騰や労務単価上昇など厳しい条件が重なっているが、暫く続くものと思われる。 ○工事請負契約は予定価格を事前公表しているが、委託契約は事後公表であるため金額に開きがある。 この事業は積算における人件費の組み立てが両者で違っていたものと思われる。ノウハウの有無も関係したかもしれない。 ○落札者の事業経費の内訳は賃金、交通費、社会保険料等が約67%、その他の運営経費が約33%である。 ○そのとおりである。研修後、最終的に紹介された企業で正社員として就職するまでの事業である。 ○仕様書で採用人数は2期40名以上としている。募集し所定の人数を採用するのが大前提である。ハローワークを通じて募集すること、ポスター等により周知することなどが仕様書に盛り込まれている。 ○一般論として、人が集まらなかった場合、その分は人件費がかからないので、委託した後でも契約変更し減額する場合もある。人数が1人であろうと講師を手配して研修を行うならば、人件費などの必要経費がかかることも考えられる。
--	---	---

別紙

	議案第5号 街路樹維持管理委託 ①事業者名一覧は毎年ほとんど変わらないのか。 ②16者は一定以上の規模の業者なのか。 ③作業を実施したかどうかは、自己申告なのか。 ④検査は行うのか。 ⑤剪定で（樹木を）枯らせてしまうこともあるのか。 ⑥植栽する樹木の追加について、要望はあるか。 【第5号議案了承】	○そのとおりである。前年度の実績が良好な業者とは翌年度も契約している。 ○ほとんど区内の造園業者である。過去にもこの仕事を受注しており体制も整っている。安心してまかせることのできる業者かと思われる。16者は一見すると多いようにも思えるが、区内全域の街路樹を扱うこと、樹木は成長時期も同じことから、複数の業者と契約し、区内全域を同時進行で行うことが必要なため、決して多くはないと考える。 ○工事課から業者に対し、時期や規模を確認し指示の上で作業している。 ○検査は行う。 ○既に根腐れを起こしている樹木を、抜くよう指示することはあるが、剪定作業で枯れるというのは聞いたことがない。枯れるのは新しく樹木を植える場合に多く起こるが、植栽は一年以内なら枯れ木保障がある。 ○冬場になり葉が落ちると陽が入るので、東西方向は落葉樹、南北方向は常緑樹といった、基本的な決まりはある。維持管理の問題や地元の要望なども勘案するため、樹木の種類についての要望は工事課も検討すると思われる。 街路樹なので枝が広がる樹木は通行の妨げになるため、追加要望はその都度検討すると思われる。
--	---	--

平成28年度 足立区公契約等審議会 第1回公契約制度検討審議 概要

開催日時 及び 場所	平成28年6月24日（金） 15時30分～15時45分 足立区役所11階 入札室	
出席委員	萩原健二 会長 寺倉克佑 委員 田中真奈美 委員	
審議案件	1 公契約制度検討審議案件 議案第6号 総合評価方式による入札について 議案第7号 足立区公契約条例に関するアンケートの実施結果の概要について	
委員からの 意見及び質問 それに対する回答	意見及び質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による報告 又は意見の具申	「総合評価方式による入札について」は他自治体の動向を注視しながら、継続審議とする。 「足立区公契約条例に関するアンケートの実施結果について」は、実施結果を踏まえ、課題には適切な対応を要望する。	

別紙

	意見及び質問	回答
委員からの 意見及び質問 それに対する回答	議案第6号 総合評価方式による入札について ①本格実施に向けてはもう少し体制の整備が必要だと思われる。	○これまでの対象はほとんどが土木の案件である。これまでも適用範囲は広げるものの、当分の間試行を継続する方法もある。 ○引越し時期等を考えると学校の案件に総合評価方式はなじまない。 ○次回以降も継続して審議することは可能である。 ⇒他自治体の動向を注視しながら、継続審議とする。
	議案第7号 足立区公契約条例に関するアンケートの実施結果の概要について ①（現在建設業界は好況なので）数年後にアンケートを実施したら、違う結果が出るのではないか。	○今後時期を見計らって同様の設問で再度アンケートを実施したい。 ⇒アンケートの実施結果を踏まえ、課題には適切な対応を要望する。